

(第2回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 5年 6月 16日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル23階
業務の名称	2022年度設計基準改定等に関する資料作成業務
業務場所	
業務種別	土木設計
業務概要	打合せ 設計基準第4部の一部改定資料作成 既設鋼床版疲労対策マニュアルの改訂資料作成 技報編集補助 CIM実施要領等の改訂及び資料作成 塗装塗替え等に関する基準類の一部改定資料作成
業務期間(自)	令和 4年 8月 3日
業務期間(至)	令和 5年 6月 26日
契約金額	23,243,000 円
変更金額	5,566,000 円 増
変更後の契約金額	28,809,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

2022年度設計基準改定等に関する資料作成業務 第2回変更

4. 業務内容

4-2 設計基準第4部の一部改定資料作成【変更】

本業務で対象とした改定項目を精査した結果、当初想定していた数量から変更が生じたため、下記の通り変更する。

【数量】

改定案の作成 10枚 → 4枚

新旧対照表の作成 10枚 → 5.5枚

4-3 付属構造物標準図集の改定資料作成【変更】

本業務で対象とした改定項目を精査した結果、当初想定していた数量から変更が生じたため、下記の通り変更する。

【数量】

溶融亜鉛めっきに関する標準図集修正 10枚 → 20.5枚

付属物各種落下防止ワイヤー計算書作成 10枚 → 30.9枚

車高制限装置基礎計算に伴う解析 100枚 → 94枚

車高制限装置基礎計算書作成 20枚 → 36枚

4-4 既設鋼床版疲労対策マニュアルの改訂資料作成【変更】

契約当時は過年度に作成した既設鋼床版疲労対策マニュアル(以降、マニュアルとする。)の改訂案に対して委員会説明や意見照会を実施し、過年度検討した箇所に対して再検討することを想定していた。

しかし、今回の改訂が10年ぶりであったことから、社内関係部署との打合せ時や委員会および社内の意見照会において、マニュアル全体に対して多数の改訂要望があった。さらに、過年度では参考資料を想定していた下面対策工法が本編に記載することに変更となった。

以上より、当初想定していた数量から大幅に変更が生じたため、下記の通り変更する。

【数量】

説明資料の作成 20枚 → 57.5枚

改訂案の作成 15枚 → 137枚

新旧対照表の作成 15枚 → 117枚

標準工法図の作成 8枚 → 16.5枚

4-5 CIM実施要領等の改訂及び資料作成【変更】

本業務で対象としたCIM関係要領は、国土交通省の要領を参考に策定したものであるが、今回の改訂項目を精査した結果、策定時同様に国土交通省の要領（改訂版）を参考にすることができると判断し、意見照会の実施を見送ることとした。一方で、国土交通省の要領が複数再編されたため、当初想定していた数量から大幅に変更する必要が生じ、下記の通り変更する。

【数量】

意見照会結果の整理及び対応 1式 → 0

新旧対照表の作成 30枚 → 90枚

改訂案の作成 30枚 → 86枚

説明資料(ppt)作成 10枚 → 7枚

4-6 塗装塗替え等に関する基準類の一部改定資料作成【変更】

本業務で対象とした改定項目を精査した結果、当初想定していた数量から変更が生じたため、下記の通り変更する。

【数量】

改定原案の作成 7枚 → 1枚

4-7 技報編集補助【変更】

当初想定していたリーフレットのページ数から変更が生じたため、下記の通り、変更する。

【数量】

技報編集補助（直接経費）

リーフレット印刷 16ページ カラーページ 280部 → 0

リーフレット印刷 8ページ カラーページ 0 → 280部

以上